

周防大島復興支援旅行商品造成等助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人山口県観光連盟(以下「連盟」という。)が実施する周防大島復興支援旅行商品造成等に係る助成金(以下「助成金」という。)の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 貸切バスを利用し、周防大島町内の宿泊又は立寄りを伴う企画旅行を実施する旅行会社を通じて、大島大橋衝突事故の影響で、観光客が激減するなど経済面でも大きな打撃を受けた周防大島町への団体旅行の需要喚起をはかることを目的とする。

(助成対象)

第3条 第4条の要件を満たし、周防大島町への旅行を実施した旅行業法第3条の規定に基づく登録を受けている旅行会社に対して、予算の範囲内で助成を行う。

(助成要件)

第4条 以下の要件を満たし、事前に連盟会長(以下「会長」という。)に助成金を申請し、会長が承認した募集型企画旅行及び受注型企画旅行を対象とする。一般社団法人山口観光連盟及びおいでませ山口観光キャンペーン推進協議会が実施する助成事業との重複は認めないものとする。

1 宿泊ツアー

(1) 2018年12月20日(木)から2019年5月31日(金)までの間に、周防大島町内の宿泊施設(旅館業法第二条に規定された旅館業を営む施設)に宿泊すること。

(2) 貸切バス1台あたりの構成人員は15名以上(フェリー利用の場合は8名以上)であること。

※構成人員は乗務員、添乗員は含まないものとする。

(3) 旅行の出発及び帰着は日本国内とする。

(4) 以下のいずれかに該当する場合は、助成対象外とする。

(ア) 企画された旅行が山口県への観光目的でないもの(宗教、政治、興業、大会への参加を目的とするもの)、ならびに公序良俗に反する内容であると判断されるもの。

(イ) 受注型企画旅行の場合、発注元が宗教・政治を目的とする団体。

(ウ) その他、会長が不相当と認めるもの。

2 日帰りツアー等

(1) 2018年12月20日(木)から2019年5月31日(金)までの間の旅程で、周防大島町内での昼食又は「有料観光施設・道の駅サザンセットとうわの中から2か所」を旅程に含んでいること。

なお、有料観光施設は、「星野哲郎記念館」、「宮本常一記念館」、「陸奥記念館」、「なぎさ水族館」、「日本ハワイ移民資料館」に限るものとする。

(2) 貸切バス1台あたりの構成人員は15名以上(フェリー利用の場合は8名以上)であるこ

と。

※構成人員は乗務員、添乗員は含まないものとする。

(3) 旅行の出発及び帰着は日本国内とする。

(4) 以下のいずれかに該当する場合は、助成対象外とする。

(ア) 企画された旅行が山口県への観光目的でないもの(宗教、政治、興業、大会への参加を目的とするもの)、ならびに公序良俗に反する内容であると判断されるもの。

(イ) 受注型企画旅行の場合、発注元が宗教・政治を目的とする団体。

(ウ) その他、会長が不適當と認めるもの。

3 広告助成

(1) 2018年12月20日(木)から2019年5月31日(金)までの間に、上記1又は2のツアーについて、パンフレット、チラシ、新聞広告等紙媒体による広告媒体に当該ツアーの宣伝・広告等を掲載すること。

(2) 宣伝・広告等に「がんばっちょるけー！周防大島」のロゴを掲載すること。

4 フェリー助成

2018年12月20日(木)から2019年5月31日(金)までの間の、上記1又は2のツアーで、柳井港又は伊保田港発着の防予フェリー又は周防大島松山フェリーを利用する旅程を含んでいること。

(助成金の交付額)

第5条

助成金の区分・交付額は、次表に定めるとおりとする。

なお、「宿泊ツアー」とは、周防大島町内の宿泊施設(旅館業法第二条に規定された旅館業を営む施設)に宿泊するものを対象とし、町外の宿泊施設のみに宿泊する場合は「日帰りツアー」と同様の区分扱いとする。

【第1期 設定期間】 2018年12月20日(月)～2019年3月19日(火)

(募集型企画旅行)

区 分		交付額上限
広告助成	宿泊ツアー	1企画当たり8万円
	日帰りツアー	1企画当たり5万円
バス助成	宿泊ツアー	バス1台当たり5万円
	日帰りツアー	バス1台当たり2万円
宿泊助成	日～金	1人当たり 5,000 円
	土又は祝日前	1人当たり 3,000 円
フェリー助成	車両運賃(片道当り)	バス1台当たり 5,000 円
	旅客運賃(片道当り)	大人1人当たり 1,000 円 子供 1人当たり 500 円

(受注型企画旅行)

区 分		交付額上限
バス助成	宿泊ツアー	バス1台当たり5万円
	日帰りツアー	バス1台当たり2万円
宿泊助成	日～金	1人当たり 5,000 円
	土又は祝日前	1人当たり 3,000 円
フェリー助成	車両運賃(片道当り)	バス1台当たり 5,000 円
	旅客運賃(片道当り)	大人1人当たり 1,000 円 子供1人当たり 500 円

【第2期 設定期間】 2019年3月20日(水)～2019年5月31日(金)

(募集型企画旅行)

区 分		交付額上限
広告助成	宿泊ツアー	1企画当たり5万円
	日帰りツアー	1企画当たり3万円
バス助成	宿泊ツアー	バス1台当たり5万円
	日帰りツアー	バス1台当たり2万円
宿泊助成	日～金	1人当たり 3,000 円
	土又は祝日前	1人当たり 2,000 円
フェリー助成	車両運賃(片道当り)	バス1台当たり 5,000 円
	旅客運賃(片道当り)	大人1人当たり 1,000 円 子供1人当たり 500 円

(受注型企画旅行)

区 分		交付額上限
バス助成	宿泊ツアー	バス1台当たり5万円
	日帰りツアー	バス1台当たり2万円
宿泊助成	日～金	1人当たり 3,000 円
	土又は祝日前	1人当たり 2,000 円
フェリー助成	車両運賃(片道当り)	バス1台当たり 5,000 円
	旅客運賃(片道当り)	大人1人当たり 1,000 円 子供1人当たり 500 円

(助成金の交付の申請)

第6条 助成金の交付を申請しようとする者は、出発日の10日前までに助成金交付申請書(別記第1号様式)及び関係書類を会長に郵送等で提出するものとする。

ただし、交付できる貸切バスの台数は、1事業所につき5台までを限度とする。

また、募集型企画旅行については1事業者につき2企画(コース)までとする。

(助成金の交付の決定)

第7条 会長は、前条の申請書の提出があった場合において、助成金の交付の可否を決定し(別記第2号様式)、申請者に通知するものとする。

(旅行の変更等)

第8条 申請者は、旅行の内容を変更する場合、又は設定した全ての旅行を中止する場合は、速やかに変更・中止承認申請書(別記第3号様式)を提出し、会長の承認を受けるものとする。

なお、ツアーを複数設定している場合、募集人員不足による一部の催行中止については、提出する必要はないものとする。

(実績報告)

第9条 申請者は、旅行終了後14日以内の実績報告書(別記第4号様式)を会長に郵送等により提出すること。なお、ツアーを複数設定している場合は、最後に催行したツアー終了後に提出すること。

また、請求書(別記第5号様式)も併せて提出すること。なお、期限までに提出されない場合は、助成金を受領する権利を自ら放棄したとして取り扱う場合がある。

(助成金の交付)

第10条 会長は、第9条の実績報告が適当と認められたときは、助成金の額を確定し(別記第6号様式)、報告者に通知するとともに助成金を交付する。

(助成金交付決定の取消)

第11条 助成金の交付決定後、若しくは確定後においても、申請若しくは報告内容に虚偽が認められるときは、会長は原則として当該交付決定を取り消すこととし、既に助成金が交付されているときは、その返還を求めることとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については、会長が別に定めるものとする。

(施行期日)

附則

この要綱は2018年12月10日から施行する。